

通勤手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第62号

通勤手当規則の一部を改正する規則

通勤手当規則（昭和34年名古屋市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 7 項」を「第 8 項」に改める。

第 4 条第 2 項中「場合」の次に「又は第14条第 3 号から第 6 号までの職員でなくなった場合」を加える。

第 5 条中「提示」の次に「又は第14条第 3 号から第 6 号までの職員たる要件を具備していることを証明する書類の提出」を加える。

第 6 条中「新幹線鉄道等」の次に「（以下「新幹線鉄道等」という。）」を加える。

第 8 条第 1 項中「この条」を「以下この条及び第 8 条の 2 第 2 号」に改める。

第 8 条の 2 第 1 号中「（同項第 1 号に規定する 1 箇月当たりの運賃等相当額（以下「1 箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第 2 号に定める額

の合計額が55,000円を超えるときは、その職員の手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条第2号中「1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして手当を支給される場合にあっては）」を「運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては）」に改める。

第10条中「通常の通勤の経路及び方法による場合には公署を異にする異動又は在勤する公署の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の」を「通勤の実情に」に、「とする」を「（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする」に改める。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第13条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「に係る」を「の利用に係る特別料金等に係る」に改め、同条第3項中「特別料金等の額の2分の1に相当する額」及び「特別料金等の2分の1相当額」を「特別料金等相当額」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第8条第1項各号列記以外の部分及び同項第1号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

第14条各号列記以外の部分を次のように改める。

条例第11条第3項の規定による手当を支給される職員との権衡上、同項に規定するもののほか、次に掲げる職員（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）に対する手当の額は、特別料金等相当額及び同条第2項の規定による額の合計額とする。

第14条第1号中「あった者」の次に「（以下「企業職員等」という。）」を加え、「でその利用が第12条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、「通常の通勤の経路及び方

法による場合には当該適用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の」を「通勤の実情に」に改め、同条第2号中「配偶者（」の次に「届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）（」を、「以後の」の次に「最初の」を、「当該」の次に「転居後の」を加え、「でその利用が第12条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同条中第3号を第7号とし、第2号の次に次の4号を加える。

(3) 職員若しくは配偶者の公署を異にする異動若しくは在勤する公署の移転

（配偶者が職員でない場合にあっては、これらに相当するものを含む。）、企業職員等若しくは公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者であった者（以下「退職派遣者」という。）から人事交流等により引き続き条例の適用を受ける職員となった者の当該適用又は本市を退職した後引き続いて採用された職員の当該採用に伴い、配偶者と同居して満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、職員及び配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが総務局長の定める基準に照らして困難であると認められるものであり、かつ、当該子の養育を行っているものに限る。）

(4) 条例の適用を受ける職員となった者（企業職員等若しくは退職派遣者から人事交流等により引き続き条例の適用を受ける職員となった者又は本市を退職した後引き続いて採用された職員を除く。第6号において同じ。）

が配偶者と同居して満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するために職員及び配偶者の通勤を考慮した地域の住居に居住している場合において、当該住居からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが総務局長の定める基準に照らして

困難であると認められるものであり、かつ、当該子の養育を行っているものに限る。)

(5) 職員又は配偶者の父母（介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者に限る。次号において同じ。）

の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該父母の住居又はその近隣の住居を転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが総務局長の定める基準に照らして困難であると認められるものであり、かつ、当該父母の介護を行っているものに限る。）

(6) 条例の適用を受ける職員となった者が職員又は配偶者の父母の介護のために当該父母の住居又はその近隣の住居に居住している場合において、当該住居からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが総務局長の定める基準に照らして困難であると認められるものであり、かつ、当該父母の介護を行っているものに限る。）

第16条第1項中「各号に掲げる」を「に規定する」に、「当該各号」を「同項」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 条例第11条第5項に規定する「市長の定める通勤手当」は、1箇月当たりの運賃等相当額等（第8条の2第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第11条第2項第2号に定める額（第8条の2第2号に掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額（次条第2項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が150,000円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第11条第5項に規定する「市長の定める期間」は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

第17条第1項中「第11条第5項」を「第11条第6項」に改め、同条第2項中「普通交通機関等に係る手当に係る条例第11条第5項」を「条例第11条第6

項」に改め、同項第 1 号中「1 箇月当たりの運賃等相当額等（第 8 条の 2 第 1 号に掲げる職員にあっては、1 箇月当たりの運賃等相当額及び条例第 11 条第 2 項第 2 号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が 55,000 円」を「1 箇月当たりの通勤手当算出基礎額が 150,000 円」に、「すべて」を「全て」に改め、「普通交通機関等」の次に「及び新幹線鉄道等」を加え、「運賃等相当額等が 55,000 円」を「通勤手当算出基礎額が 150,000 円」に、「当該事由」を「、当該事由」に、「運賃等の」を「運賃等及び特別料金等の」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 1 箇月当たりの通勤手当算出基礎額が 150,000 円を超えていた場合

150,000 円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその職員の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額並びに既に支給されている手当の額を考慮して総務局長が別に定める額の合計額のいずれか低い額

第 17 条第 3 項を削る。

第 18 条第 1 項中「第 11 条第 6 項」を「第 11 条第 7 項」に改める。

第 21 条中「どうかを」を「どうか並びに第 14 条第 3 号から第 6 号までの職員たる要件を具備しているかどうかの確認を、」に改め、「提示」の次に「若しくはその具備を証明する書類の提出」を加え、「確認する」を「行う」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の通勤手当規則第 14 条第 3 号から第 6 号までの規定は、この規則の施行の日前にこれらの号に掲げる職員となった者（同項第 3 号及び第 5 号に規定する当該日以降の転居をしたものを除く。）にも適用する。